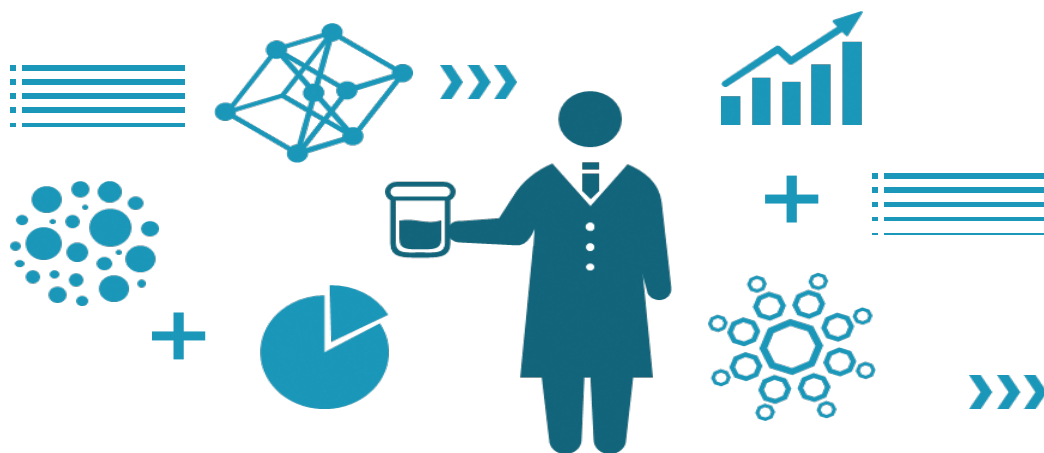


検査業務上のミスに対する
備えは万全ですか？

検査事業者賠償責任保険 のご案内

(専門事業者賠償責任保険普通保険約款＋専門業務に関する特約)



保険料水準を見直し、加入しやすい制度となりました。
未加入の方も、是非この機会にご加入をご検討ください。

補償内容説明動画は
こちら



URL : <https://www.pip-maker.com/?view=m2qh>

検査事業者賠償責任保険とは

1

検査事業者賠償責任保険

検査業務上の過失や怠慢によって顧客などの第三者に経済的な損害を与えたことに起因して法律上の賠償責任を負うことによって生じた損害を補償する保険です。



2

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会の検査事業者賠償責任保険

さらに

業務遂行に起因する

第三者に対する身体障害・財物障害の賠償責任についても補償の対象としています。

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

募集対象、加入資格

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

申込人	一般社団法人食品衛生登録検査機関協会の会員に限ります。
記名被保険者 (保険契約により補償を受けられる方)	一般社団法人食品衛生登録検査機関協会の会員に限ります。

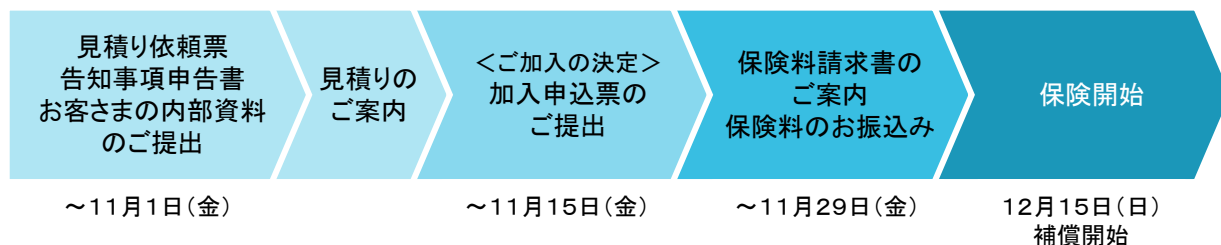
募集要領

申込締切日	令和6年11月15日(金)
保険始期日	令和6年12月15日(日)
保険期間	令和6年12月15日午後4時から令和7年12月15日午後4時まで1年間

- ※1 保険料は令和6年11月29日(金)までに所定の振込先にお振込みいただきます。
- ※2 随時中途加入申込を受け付けます。その場合の保険開始日は保険料のご入金**が毎月5日**(金融機関休業日の場合は前日)までに確認できた場合は15日開始となり、令和7年12月15日までの保険期間となります。
(5日を過ぎた場合は、翌月の15日からとなります。)

スケジュール

「告知事項申告書」「お客さまの内部資料」「見積り依頼票」を11月1日(金)までにご提出をお願いいたします。書類受領次第、順次お見積書をお送りいたします。



ご加入者さまが委託した検査機関(いわゆる再委託先)にて発生した事故による損害についても、**ご加入者さまに法律上の賠償責任が生じる場合は、ご加入者さまが負担する責任の割合に限り補償の対象となります。**

なお、食品衛生法に基づく検査のみならず、引受保険会社の承認した検査業務(環境系などの検査)についても、補償対象とすることが出来ます(詳細は本パンフレットの2ページをご覧ください)。

連絡先

<事務局>

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会

〒194-0035 東京都町田市忠生2-5-47 食品衛生研究所3階

TEL:042(794)4127 FAX:042(794)4129

<代理店・扱者>

株式会社フードセーフティ企画

〒111-0042 東京都台東区寿4-15-7

食品衛生センター7階

TEL:03(5830)7201 FAX:03(5830)7202

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL:03(3259)6692 FAX:03(3259)7218

1. 検査事業者賠償責任保険とは	2
2. 保険金をお支払いする主な場合	3
3. 先行行為補償特約(新規ご加入者さま向け)	3
4. お支払いの対象となる損害	3
5. 保険金をお支払いしない主な場合	4～5
6. ご契約の仕組み	6
7. ご注意いただきたいこと	7～8
重要事項のご説明	9～11

1. 検査事業者賠償責任保険とは

主な特長

食品等の検査業務を遂行される会員様が、誤った検査結果を通知したこと等によって、顧客に営業損失、回収・廃棄費用、お詫び広告費等経済的な損害を与えてしまい、損害賠償を請求された場合に補償されます。

対象となる検査業務

食品衛生法に基づく検査のみならず

- 各種理化学的検査※(水道法に基づく理化学的検査を含みます)
- 食品表示基準に関する検査
- JAS認証業務(オプション/特約)
- その他食品の安心・安全に関する各種検査(引受保険会社の承認した検査で、対象業務の売上高としてご申告いただいた場合)。

※ 以下に関する理化学的検査をさします。

残留農薬、汚染物質、添加物、動物用医薬品、飼料添加物、器具、容器包装、おもちゃ

上記以外の業務は対象外となりますので、ご注意ください。
ご不明な点については、代理店・扱者までお問い合わせください。

また、顧客から預かったサンプルを誤って破損・汚損した場合等の財物損壊の他、検査業務の遂行にあたり行った行為に起因して発生した第三者の身体障害および財物損壊・紛失・盗難に対する法律上の損害賠償責任も対象になります。

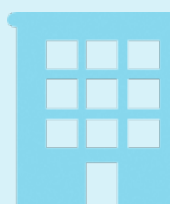
2. 保険金をお支払いする主な場合

① 賠償損害



被保険者が業務(ご加入時にご申告頂いた業務。以下「対象業務」といいます。)について行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金および争訟費用)に対して、保険金を支払います。

② 回収等に関わる賠償損害



被保険者以外の第三者が被った検査対象物^(注1)の回収等費用^(注2)に起因する損害について被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金および争訟費用)に対して保険金を支払います。

(注1) 検査対象物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。

(注2) 回収、撤回、検査、修理、交換、調整、除去、処分その他必要な措置のために要した費用をいいます。

支払限度額は①賠償損害の保険期間中の支払限度額の内枠で右記のとおりとなります。

補償内容

加入者証記載の支払限度額の50%または10,000万円のいずれか低い額

3. 先行行為補償特約(新規ご加入者さま向けオプション)

新規ご加入の方は、この特約をセットすることで、初年度契約の始期日の5年前応当日以降に行った行為により、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合を補償対象とすることが可能です。この特約をセットしない場合は、初年度契約の始期日以降に行った行為により、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合が補償対象となります。

4. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

損害の種類	内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、課徴金、懲罰的損害賠償金等の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
② 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①および②の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額に加入者証記載の縮小支払割合を掛けた金額(※)をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、事前に引受保険会社の同意が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

(※)保険金のお支払額について

保険金のお支払額 = (損害額 - 免責金額) × 縮小支払割合

例1) 損害額1,000万円の場合: (1,000万円 - 10万円) × 90% = 891万円(縮小支払割合90%および免責金額10万円の場合)

例2) 損害額1,000万円の場合: (1,000万円 - 0万円) × 95% = 950万円(縮小支払割合95%および免責金額0万円の場合)

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

5. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合 ～その1～>

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)
- ・ 汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態。ただし、専門業務に関する特約により、不測かつ突発的な他人の身体の障害または財物の滅失、破損、汚損、紛失もしくは盗難によるものを除きます。
- ・ 被保険者が製造、製作または販売した財物の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用
- ・ 地震、噴火、洪水または津波
- ・ 核物質の危険性または放射能汚染

等

<普通保険約款でお支払いしない主な場合 ～その2～>

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、以下の規定が適用されるものとします。

- ・ 被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)
- ・ 被保険者の故意または重過失による法令違反
- ・ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為
- ・ 対象業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- ・ 対象業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ・ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
- ・ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと
- ・ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買を行ったこと
- ・ 被保険者が得たまたは請求した報酬

等

<普通保険約款でお支払いしない主な場合 ～その3～>

次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ・ 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀(き)損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
- ・ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
- ・ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ・ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求

等

<普通保険約款でお支払いしない主な場合 ～その4～>

次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの中で記載されてる事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。

- ・ 初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
「3.先行行為補償特約」により、新規ご加入者さまは、初年度契約の始期日の5年前まで遡(さかの)りして補償します。(オプション)
- ・ この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

等

＜特約でお支払いしない主な場合＞

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

- 対象業務の通常の範囲内でない行為に起因する損害賠償請求
- 医療業務、医療用具（体内に挿入するものに限ります。）、航空機に起因する損害賠償請求
- 履行不能または履行遅延に起因する損害賠償請求
（ただし、火災・落雷・破裂・爆発により生じた場合はこの限りではありません。）
- 費用保証または費用が見積を超過したことに起因する損害賠償請求
- 違約金または法律上の損害賠償責任に基づかない道義的な補償金の支払に起因もしくは関連する損害賠償請求
- 対象業務の対価として支払われた金銭の返還に起因もしくは関連する損害賠償請求
- 対象物の瑕疵の修理または調整にかかる契約上の保証責任に起因する損害賠償請求
- 対象物の試用期間中に損害賠償請求の原因となる事由が発見された場合、その事由に起因する損害賠償請求
- 自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色その他類似の事由に起因する損害賠償請求
- 特許、商標、サービスマーク、商号、著作権、ビジネススタイルその他の知的財産権の盗用もしくは侵害またはその権利にかかる法令違反に起因する損害賠償請求
- 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- 被保険者または第三者の破産または支払不能に起因する損害賠償請求
- 精神的苦痛に起因する損害賠償請求
- 人格権侵害に起因する損害賠償請求
- 広告宣伝活動による侵害に起因する損害賠償請求
- 汚染物質の流出、分散、漏出、移動、溢（いっ）出もしくは排出（以下「流出等」といいます。）に起因する損害賠償請求。この損害賠償請求には、汚染物質の流出等が実際に発生したことに基づいてなされた損害賠償請求のほか、発生したとの申し立てまたは発生するおそれがあることに基づいてなされた損害賠償請求を含み、不測かつ突発的な他人の身体の障害または財物の滅失、破損、汚損、紛失もしくは盗難によるものを除きます。
- 身体の障害または財物の滅失、破損、汚損、紛失もしくは盗難について、じんあいまたは騒音に起因する損害賠償責任
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減による身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 直接であると間接であるとを問わず、以下のいずれかに発生する全ての日付誤認による故障、誤作動、不適合またはそのおそれが生じることに起因する損害賠償請求
 - ア. マイクロプロセッサを含むコンピューター・ハードウェア
 - イ. 応用ソフトを含むコンピューター・アプリケーションソフトウェア
 - ウ. 基本ソフトを含むコンピューター・オペレーティングソフトウェア
 - エ. コンピューター・ネットワーク
 - オ. コンピューターチップスを含むコンピューター・システムの一部でないマイクロプロセッサ
 - カ. その他のあらゆる電子・電機機器
 - キ. 様式を問わず、上記ア. からカ. までのいずれかを使用または上記ア. からカ. までのいずれかに依存することによるあらゆる生産物、サービス、情報および機能
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求（これらに感染することを防ぐために講じた対策等に起因する損害賠償請求を含みます。）
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

6. ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は一般社団法人食品衛生登録検査機関協会が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会の会員

(3) 保険期間

令和6年12月15日午後4時 から 令和7年12月15日午後4時まで1年間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(4) 支払限度額と保険料例(保険期間1年間)

ご加入者さまの自己負担額を軽減した縮小支払割合^(※)95%プランならびに、免責金額0万円プランもございます。

(※)縮小支払割合とは、損害の額に対して乗じる割合のことです。

免責金額0万円プランもご紹介します。 (※)縮小支払割合とは、損害の額に対して乗じる割合のことです。			加入タイプ			
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
支払限度額	①賠償損害 (下記②を除く損害)	一連の損害賠償請求につき	30,000万円	20,000万円	5,000万円	3,000万円
		保険期間中	30,000万円	20,000万円	5,000万円	3,000万円
	②回収等に関わる賠償損害 (上記①の内枠)	一連の損害賠償請求につき	(10,000万円)	(10,000万円)	(2,500万円)	(1,500万円)
		保険期間中	(10,000万円)	(10,000万円)	(2,500万円)	(1,500万円)
	免責金額(一連の損害賠償請求につき)		10万円 または 0万円			
	縮小支払割合		90% または 95%			
保険料		代理店・扱者にお問合わせください				

※ ②回収等に関わる賠償損害に規定する支払限度額は、①賠償損害の保険期間中の支払限度額に含まれます。

※既加入者様は、現在ご加入の旧タイプに継続加入頂くことも可能です。ご希望される場合は代理店・扱者までご相談ください。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。

法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めた全ての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

免責金額は、保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

実際の保険料については、代理店・扱者までお問合わせください。

* 売上高1億円以上かつA、Bタイプに限り、高額免責(支払限度額の1%)や補償範囲の縮小(身体・財物賠償を補償対象から除外)等に個別にご対応させていただきます。これらの個別対応をご希望される場合は、代理店・扱者までご相談ください。

(5) ご加入手続の方法

ご加入にあたっては、加入申込票に所定の事項をご記入・押印のうえ、株式会社フードセーフティ企画までご提出ください。また、保険料については、下記(6)に記載の方法により払い込みください。

(6) 保険料の払込方法

保険料は、別途事務局よりご案内する方法により払い込みください。

7. ご注意いただきたいこと

- 申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- <保険会社破綻時等の取扱い>
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
 - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - ・また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

● 事故が起こった場合のお手続

(1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ① 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ② 申し立てられている行為
- ③ 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。